## I P通信網サービス契約約款 別冊(ドットフォンサービス) 【現改比較表】

## 2022年2月1日現在

~2022年1月31日	2022年2月1日~
	l l

第1章~第2	章 (略)	第1章~第2章	5 (略)
第3章 契約		第3章 契約	
第1節~第2節 (略)		第1節~第2節 (略)	
第3節 第3種ドットフォンサービスに係る契約		第3節 第3種ドットフォンサービスに係る契約	
(第3種ドットフォンサービスの区別)		(第3種ドットフォンサービスの区別)	
第26条 第3種ドットフォンサービスには次の区別があります。		第26条 第3種ドットフォンサービスには次の区別があります。	
区別	内容	区別	内容
タイプ 6	第3種ドットフォンサービスのうち050 plus転送ゲートウェイ機能を利	タイプ 6	第3種ドットフォンサービスのうち050 plus転送ゲートウェイ機能を利
	用することができるもの		用することができるもの
備考		備考	
1 第3種	1 第3種ドットフォン契約者(タイプ6に係るものに限ります。以下、本欄において同		
じとします。)は、他の第3種ドットフォン契約者との間でメッセージサービス(IP通			
信網サービス取扱所に設置する交換設備等によりテキストメッセージの蓄積及び転送並び			
に影像の送受信を行うことができるサービスをいいます。以下、本欄において同じとしま			
す。)の利用を行うことが出来ます。			
2 当社は、このメッセージサービスが契約者の期待どおりの品質を有すること、その動		2 削除	
作が中断されないこと及びその作動に誤りがないことを保証するものではありません。			

3 このメッセージサービスに係る設定方法、送受信できる文字数、影像の送受信できる	3 削除
容量及びメッセージ蓄積期間その他の条件については、当社が指定するものとし、第3種	
ドットフォン契約の申込みをする者及び第3種ドットフォン契約者に開示します。_	
4 当社は、第3種ドットフォン契約(タイプ6に係るものに限ります。)の解除があっ	4 <u>削除</u>
た場合、あらかじめ第3種ドットフォン契約者に対し通知することなく、蓄積していたメ	
ッセージに係る情報を消去します。この場合において、当社は、メッセージに係る情報の	
消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。	
第27条~第35条の2 (略)	第27条~第35条の2 (略)
第3章の2~第9章 (略)	第3章の2~第9章 (略)
別記 (略)	別記 (略)
料金表 (略)	料金表 (略)